

事業・手続き等一覧

(ページ) (担当)

A 組合員の資格について		II-1	
1	資格の取得	(組合員証の交付) 大阪府内の公立学校の教職員などの職員となった日から公立学校共済組合大阪支部の組合員として資格取得 組合員証(保険証)の発行の手続きは、所属所・職種ごとに異なる (掛金(保険料)と負担金について)	II-1 資格 I-2 経理
2	異動報告	(大阪支部内での所属所の異動) 給与支給機関が異なる異動の場合、組合員証の番号が変更となる場合は手続きが必要	II-2 資格
3	組合員種別の変更	(任用形態による種別変更) ・短期組合員から、引き続き一般組合員に変わる場合 ・一般組合員から、引き続き短期組合員に変わる場合	II-3 資格 年金
4	資格の喪失	(組合員証等の返納) 退職、死亡、他支部及び他共済へ転出したときは返納が必要 (その他の手続き) 「退職届書」等を提出 貸付けがある場合は、貸付金の償還	II-5 資格 VI-5 年金 IV-8 貸付
5	被扶養者の認定	(被扶養者の範囲) (生計維持関係) (所得の考え方) (被扶養者の認定手続き) 婚姻、出生、離職、扶養変更等により認定を受ける場合「被扶養者認定申告書」に必要書類を添付して提出 (市町村等の医療費助成制度の適用・適用停止) お住まいの市町村で乳幼児(こども)医療や障がい者医療の助成制度の適用を受けたとき、又は適用停止になった場合は届出が必要	II-6 資格 II-7 資格 II-9 資格 II-10 資格 III-13 医療
6	被扶養者の取消	(被扶養者の要件を欠いたとき) 就職、扶養変更、婚姻、別居、死亡等により認定を取消す場合「被扶養者取消申告書」に必要書類を添付して提出	II-13 資格
7	高齢受給者証の交付と返納	(高齢受給者証の交付と返納) 交付 組合員又は被扶養者が70歳を迎えたとき又は資格取得したとき 返納 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき 組合員が資格喪失したとき 被扶養者の認定が取消されたとき	II-15 資格
8	国民年金第3号被保険者の資格	(国民年金第3号被保険者の資格取得と喪失) 対象 20歳以上60歳未満の配偶者 被扶養者の認定申告と併せて「国民年金第3号被保険者資格取得届」を提出	II-15 資格
9	組合員証等の記載事項又は給付金受取口座等を変更したとき	氏名等の記載事項又は金融機関口座を変更したときは「組合員証記載事項変更申告書」を提出	II-16 資格
10	組合員証等の再交付	紛失、盗難、汚損などによるときは「再交付申請書」を提出	II-17 資格
11	介護保険第2号被保険者資格の取得又は喪失の届出	海外への派遣等に伴い住民票を国外又は国内に移したときは届出が必要	II-17 資格
12	マイナンバーについて	組合員の資格取得及び被扶養者認定申告の際は「個人番号報告書」を提出	II-17 資格
13	任意継続組合員になることを希望するとき	退職後に引き続き組合員となることを希望するときは「任意継続組合員申出書」を提出	VI-8 資格

B こんなときガイド

1	結婚するとき・結婚したとき	(氏名変更及び被扶養者の認定) 組合員の氏名等が変わったとき又は新たに被扶養者を認定するとき	II-6 II-16	資格
		(結婚式場利用補助) ホテルアウリーナ大阪で結婚挙式をしたとき 挙式披露宴補助額：総額の20% 上限200,000円(ホテルアウリーナ大阪) 食事付宿泊券の贈呈：30,000円(ホテルアウリーナ大阪、花のいえ)	V-4	福祉
		(結婚貸付け) 結婚するために資金が必要となったとき 【貸付限度額：200万円】	IV-1	貸付
2	子どもが生まれたとき	(出産費・家族出産費) 給付額：488,000円 (産科医療保障制度加入医療機関で出産したときは、+12,000円)	III-3	医療
		(出産費附加金・家族出産費附加金) 給付額：50,000円 組合員又は被扶養者が出産したとき	III-3	医療
		(出産手当金) 給付額：支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3×日数 組合員が出産のため勤務できない場合、報酬の全部又は一部が支給されないとき	III-19	医療
		(ベビー用品配付) 出産費附加金・家族出産費附加金の給付を受けた組合員に、カタログギフトを配付(請求不要)	III-5	福祉
		(被扶養者の認定手続き) 出生により新たに被扶養者を認定するとき	II-6	資格
		(出産貸付け) 出産費・家族出産費の支給対象となる出産のために資金が必要となったとき 【貸付限度額：出産費又は家族出産費の範囲内(千円単位)】	IV-8	貸付
		(市町村等の医療費助成制度の適用・適用停止) お住まいの市町村で、乳幼児医療や障害者医療の助成制度の適用を受けたとき、又は適用停止になった場合は届出が必要	III-13	医療
3	病気・負傷したとき	(産前産後休業及び育児休業中の掛金免除) 産前産後休業及び育児休業中の掛金を申出により免除	I-7	経理
		(3歳未満養育特例) 一般組合員のみ 3歳未満の子を養育する組合員に対する標準報酬月額の特例	I-7 VII-16	年金
		(療養の給付) 組合員が公務によらない病気やケガのため、保険医療機関等に組合員証を提示し診療を受けたとき、保険適用の診療費用のうち7割又は8割を共済組合が負担	III-5	医療
		(家族療養費) 被扶養者が保険医療機関等に被扶養者証を提示し診療を受けたとき、保険適用の診療費用のうち7割(就学前の児童は8割、70歳以上は原則8割)を共済組合が負担	III-5	医療
		(入院時食事療養費) 保険医療機関等で「療養の給付」又は「家族療養費」と併せて標準的な食事療養を受けた場合、要した費用から標準負担額(自己負担)を控除した額を共済組合が負担	III-6	医療

3	病気・負傷したとき(つづき)	(入院時生活療養費) 65歳以上の組合員又は被扶養者が、療養病床に入院し「療養の給付」「家族療養費」と併せて生活療養の給付を受けた場合、要した費用から標準負担額(自己負担)を控除した額を共済組合が負担	Ⅲ-6	医療
		(高額療養費) 一の保険医療機関等で、1か月の自己負担額が、高額療養費の算定基準となる自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を高額療養費として支給〔自動給付〕	Ⅲ-7	医療
		(限度額適用認定証) 医療費が高額になりそうなときは、事前に共済組合へ申請し、交付された限度額適用認定証を組合員証と併せて医療機関等の窓口で提示することにより、1か月の窓口負担を高額療養費の自己負担限度額までにとどめることができる。	Ⅲ-9	医療
		(高額介護合算療養費) 同一世帯で医療費と介護保険の両方のサービスを利用し、自己負担の合計が一定の限度額を超えた場合に組合員からの請求により支給	Ⅲ-10	医療
		(一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 一の保険医療機関等で、1か月の自己負担額から25,000円又は50,000円を超えた額を支給〔自動給付〕	Ⅲ-10	医療
		(訪問介護療養・家族訪問看護療養) 組合員又は被扶養者が難病、重度の障害等により医師の承認を受けた上、居宅において指定訪問看護事業者から訪問看護を受けたとき、費用のうち7割(就学前の児童は8割、70歳以上は原則8割)を共済組合が負担	Ⅲ-12	医療
		(一部負担金払戻金・家族訪問看護療養附加金) 訪問看護に要した費用で1か月の自己負担額から25,000円又は50,000円を超えた額を支給〔自動給付〕	Ⅲ-10	医療
		(療養費・家族療養費) 組合員又は被扶養者がやむを得ない事情により組合員証を使用できずに医療機関等で診療を受けたとき、共済組合が必要と認めた場合に支給 例えば、「コルセット等の治療用器具」を購入した場合、特定の症状について医師が治療上必要と認めた「はり、きゅう、あんま、マッサージ」の施術を受けた場合など	Ⅲ-12	医療
		(移送費・家族移送費) 組合員又は被扶養者の病状が重篤で、収容された施設で治療困難なため、医師の指示により緊急に別の病院又は診療所に収容を要する場合	Ⅲ-13	医療
		(市町村等の医療費助成制度の適用・適用停止) お住まいの市町村で乳幼児(こども)医療や障がい者医療の助成制度の適用を受けたとき、又は適用停止になった場合	Ⅲ-13	医療
		(特定疾病療養受療証が必要なとき) 特定疾病に係る自己負担限度額の特例を受けるとき	Ⅲ-14	医療
		(公立学校共済組合高齢受給者証を受けるとき) 70歳になる月に「高齢受給者証」を共済組合から組合員あて送付	Ⅱ-15	資格
		(医療貸付け) 医療を受けるために資金が必要となったとき 【貸付限度額：120万円】	Ⅳ-1	貸付
		(高額医療貸付け) 高額療養費の支給対象となる療養費の支払いのために資金が必要となったとき 【貸付限度額：高額療養費の支給を受けられる範囲(千円単位)】	Ⅳ-8	貸付

			(ページ)	(担当)
4	交通事故等でケガや病気をしたとき	交通事故等のような第三者行為によってケガや病気をした場合、その治療に要する費用は、原則として加害者負担組合員証を使用する場合は、共済組合へ連絡が必要	Ⅲ-14	医療
5	公務によりケガや病気をしたとき	公務上や通勤によるケガや病気については、地方公務員災害補償基金が補償 ※原則として、組合員証による治療は不可	Ⅲ-15	医療
6	障がい有することになったとき	(障害厚生年金) 一般組合員のみ 組合員が病気又は負傷した結果、一定程度以上の障がいの状態になった場合の年金給付	Ⅶ-8	年金
		(障害手当金) 一般組合員のみ 組合員である間の傷病により、退職のときに軽度の障がいの状態にあるときに給付	Ⅶ-10	年金
		(ファミリー応援金) 給付額：50,000円 在職中に所定の高度障害状態となったとき	V-3	福祉
		(毎月の給料に係る掛金等について)	I-5	経理
		(傷病手当金・傷病手当金附加金) 給付額：支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3×日数 組合員が公務によらない病気又はケガの療養により勤務することができなくなったため、報酬の全部又は一部が支給されないとき	Ⅲ-16	医療
		(傷病手当金からの掛金控除) 「共済掛金控除依頼書」を提出	Ⅲ-17	経理
		(傷病手当金からの貸付償還金控除) 「貸付金控除依頼書」を提出	Ⅳ-4	貸付
		(休業手当金) 給付額：標準報酬日額の50%×日数 組合員が看護等により欠勤した場合で、報酬の全部又は一部が支給されないとき	Ⅲ-18	医療
		(育児休業手当金) 給付額：標準報酬日額の(67%又は50%)×日数 給付上限相当額の設定あり 組合員が子を養育するために育児休業を所得し、報酬の全部又は一部が支給されないとき	Ⅲ-20	医療
		(育児休業中の掛金免除) 育児休業中の掛金を申出により免除	I-9	経理
(育児休業中の貸付金猶予) 「償還猶予申出書」の提出により償還を猶予	Ⅳ-3	貸付		
(出産手当金) 給付額：支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3×日数 組合員が出産のため勤務できない場合、報酬の全部又は一部が支給されないとき	Ⅲ-19	医療		
(介護休業手当金) 給付額：標準報酬日額の67%×日数 給付上限相当額の設定あり 家族の病気・疾病等の介護により勤務できず、報酬の全部又は一部が支給されないとき 支給期間は、要介護者の一の継続する状態につき66日を限度	Ⅲ-25	医療		
(介護休業中の貸付金猶予) 「償還猶予申出書」の提出により償還を猶予	Ⅳ-3	貸付		

		(ページ)	(担当)
8	育休から復職したとき (標準報酬月額の変定)	I-6	経理
	(3歳未満養育特例) 一般組合員のみ 3歳未満の子を養育する組合員に対する標準報酬月額の特例	I-7 VII-16	年金
9	災害にあったとき (弔慰金・家族弔慰金) 給付額：弔慰金 標準報酬月額 家族弔慰金 標準報酬月額×0.7組合員 又は被扶養者が水震火災その他の非常災害によって死亡したとき 弔慰金は、遺族に支給	III-26	医療
	(災害見舞金) 給付額：損害の程度により標準報酬月額の3か月分～0.5か月分※災 害現場を確認の上で、損害の程度を判定するため速やかに共済組合 に連絡が必要	III-26	医療
	(災害による特別見舞金) 支給額：30,000円 災害救助法の発動された事由と同一の事由で非常災害を受け、災害 見舞金の支給を受けるとき	III-27	福祉
	(災害貸付け) 非常災害を受け、資金が必要となったとき 【貸付限度額：200万円】	IV-1	貸付
	(住宅災害貸付け) 組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が、非常災害 を受け、復旧に資金が必要となったとき 【最高限度額1,900万円】 ※住宅貸付けで算出した限度額の2倍に相当する金額	IV-2	貸付
10	死亡したとき (埋葬料・家族埋葬料) 給付額：50,000円 (埋葬料附加金・家族埋葬料附加金) 給付額：25,000円 組合員又は被扶養者が死亡したとき 埋葬料は被扶養者、被扶養者がいない場合は埋葬を行った者に支給	III-28	医療
	(組合員証の返納) 組合員の資格を喪失したときは、組合員証の返納が必要	II-5	資格
	(被扶養者の取消手続き) 被扶養者の死亡により認定を取消する場合も被扶養者証の返納が必要	II-13	資格
	(葬祭貸付け) 組合員が葬祭を行うために資金が必要となったとき 【貸付限度額：200万円】	IV-1	貸付
	(遺族厚生年金) 組合員又は組合員であった者が死亡した場合の遺族に対する年金給付	VII-11	年金
	(ファミリー応援金) 給付額：50,000円 在職中に死亡したとき	V-3	福祉

11	資金が必要なとき	貸付けの種類、受けられる条件・申込手順や償還方法・貸付利率、住宅貸付けを除く貸付未償還元金の合算限度額	IV-1	貸付
	(貸付けの種類)	(一般貸付け) 物品の購入等、臨時に資金が必要になったとき 【貸付限度額：200万円】 ※未償還元金がある者は、前の貸付日から2年以上経過していること	IV-1	貸付
		(教育貸付け) 学校教育法に定める小・中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校又は理事長が定めた外国の教育機関に入学又は修学するために資金が必要となったとき 【貸付限度額：550万円】	IV-1	貸付
		(災害貸付け) 水震火災、その他非常災害を受け、資金が必要となったとき 【貸付限度額：200万円】	IV-1	貸付
		(医療貸付け) 医療を受けるために資金が必要となったとき 【貸付限度額：120万円】	IV-1	貸付
		(結婚貸付け) 結婚にあたり資金が必要となったとき 【貸付限度額：200万円】	IV-1	貸付
		(葬祭貸付け) 組合員が葬祭を行うために資金が必要となったとき 【貸付限度額：200万円】	IV-1	貸付
		(特別貸付け) 再任用組合員等が物品の購入等、臨時に資金が必要となったとき 【最高限度額：200万円】 給与月額×3/10×残任月数	IV-1	貸付
		(住宅貸付け) 組合員が自己の用に供する住宅・敷地の購入や住宅の新築・増改築・修理又は借入(敷金)をするために資金が必要となったとき 【最高限度額：1,800万円 組合員期間等により組合員ごとに算出】	IV-2	貸付
		(介護構造住宅貸付け) 組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等をするために資金が必要となったとき 【貸付限度額：300万円】	IV-2	貸付
		(住宅災害貸付け) 組合員が自己の用に供している住宅又は住宅の敷地が、水震火災その他の非常災害を受け、復旧に資金が必要となったとき 【最高限度額：1,900万円】 ※住宅貸付けで算出した限度額の2倍相当額	IV-2	貸付
		(高額医療貸付け) 高額療養費の支給対象となる療養費の支払いをするために資金が必要となったとき 【貸付限度額：高額療養費の支給を受けられる範囲(千円未満切捨)】	IV-8	貸付
		(出産貸付け) 出産費又は家族出産費の支給対象となる出産のために資金が必要となったとき 【貸付限度額：出産費又は家族出産費の範囲内(千円単位)】	IV-8	貸付
		(その他) 償還状況の確認	IV-7	貸付
		退職、他支部・他共済へ転出したときの貸付金の償還手続き	IV-8	貸付

		(ページ)	(担当)
12	保健・福祉事業を利用するとき	V-1	
①	健診事業・健康づくり事業を利用するとき	(特定健診等事業) 特定健康診査、特定保健指導	V-1 福祉
		(健診事業) 契約健診機関での人間ドック	V-1 福祉
		(健康づくり事業) 健康づくりセミナー	V-1 福祉
		(腰痛予防事業) 腰痛予防講座	V-1 福祉
		(メンタルヘルス総合対策事業) 大阪メンタルヘルス総合センター(相談事業・研修事業・復職支援事業)	V-1 福祉
②	相談事業を利用するとき	各種相談窓口の紹介	V-2 福祉
③	その他の事業を利用するとき	(ファミリー応援金) 給付額: 50,000円 在職中に死亡、または所定の高度障害状態となったとき	V-3 福祉
		(退職予定者向け共済制度・手続き案内) ガイドブックの発行、ホームページへの説明動画の掲載等	V-3 福祉
		(長期組合員退職記念事業) 当該年度内に退職予定で条件を満たす組合員からの申請があったとき 施設利用券の贈呈: 10,000円(ホテルアウリーナ大阪、花のいえ)	V-3 福祉
④	施設等の利用補助を利用するとき	(結婚式場利用補助) ホテルアウリーナ大阪で結婚挙式をしたとき 挙式披露宴補助額: 総額の20% 上限200,000円 (ホテルアウリーナ大阪) 食事付宿泊券の贈呈: 30,000円 (ホテルアウリーナ大阪、花のいえ)	V-4 福祉
		(宿泊利用補助) 大阪支部の直営及び契約している施設で宿泊をしたとき 補助額: 1人1泊6,000(税抜)円以上の場合、3,000円 1人1泊4,000(税抜)円以上の場合、2,000円	V-4 福祉 V-5
		(会食利用補助) ホテルアウリーナ大阪、花のいえで会食をしたとき 補助額: 1人5,000(税込)円以上の会食の場合、2,000円	V-4 福祉 V-5
		(会食利用補助【おせち補助】) ホテルアウリーナ大阪でおせちを購入したとき 補助額: おせち1個につき、3,000円	V-4 福祉
		(法要利用補助) ホテルアウリーナ大阪で法要をしたとき 補助額: 総額の20% 上限50,000円	V-4 福祉
		(トレーニング施設利用助成) スポーツオアシス、コナミススポーツクラブ	V-4 福祉
13	退職するとき・退職したとき	VI-1	
①	退職の手続きを行うとき	(資格の喪失・組合員証の返納) 組合員が退職、死亡又は他の共済組合へ転出したとき	II-5 資格
		(年金手続き) 一般組合員のみ 退職する組合員の状況に応じ、退職届書や年金請求書等の書類を提出	VI-5 年金
		(転出届書) 一般組合員のみ 引続き他の自治体等で公務員として採用され、公立学校共済組合の他支部や地方公務員・市町村職員・国家公務員等の公務員の年金制度に加入する場合に提出	VI-5 年金

		(ページ)	(担当)	
① 退職の手続きを行うとき (つづき)	(短期在留外国人への脱退一時金) 日本国籍を有しない組合員が退職し、受給要件を満たしたときに 給付	VII-18	年金	
	(貸付金の償還手続) 退職手当から未償還金を控除 他支部・他共済へ転出した場合の貸付金の償還手続	IV-8	貸付	
② 退職したとき	退職後(資格喪失)に伴う手続き	VI-1	資格	
③ 任意継続組合員について	退職後に引き続き組合員になることを希望するときは 「任意継続組合員申出書」を提出	VI-8	資格	
	(任意継続組合員の被扶養者) 在職中から認定されている場合は、引き続き認定を継続	VI-8	資格	
	(任意継続組合員の掛金) 任意継続組合員になる場合の掛金の計算やその払込み方法	VI-9	経理	
④ 共済組合直営施設・保養所で 宿泊するとき	(宿泊施設特別利用者証の交付) 宿泊施設特別利用者証を提示することで、組合員料金での利用が可能	VI-10	福祉	
⑤ 退職後の給付	(出産費) 組合員期間が1年以上あった者が、退職後6か月以内に出産 したときに支給	VI-7	医療	
	(傷病手当金) 組合員期間が1年以上あった者が、公務によらない傷病による療養 のため勤務することができず、①傷病手当金を受けていて退職した とき、又は②支給された報酬額が傷病手当金の給付額を上回っていた ことにより、傷病手当金を受けずに退職し、なお引き続き労務に 服することができないときに支給	VI-7	医療	
	(埋葬料) 組合員が、退職後3か月以内に死亡したときに支給	VI-7	医療	
C 長期給付(年金)事業について 一般組合員のみ		VII-1		
1	公的年金制度のあらし	VII-1	年金	
2	老齢厚生年金等	(老齢厚生年金) 65歳から支給	VII-2	年金
		(特別支給の老齢厚生年金) 特例として、要件を満たすときは、60歳から65歳に達するまで、生 年月日に応じて支給	VII-2	年金
		(年金払い退職給付) 1年以上引き続き組合員期間があり、65歳以降で退職しているときに 支給	VII-7	年金
3	障害厚生年金等	(障害厚生年金) 組合員が病気又は負傷した結果、一定程度以上の障がいの状態に なった場合の年金給付	VII-8	年金
		(障害手当金) 組合員である間の傷病により、初診から5年以内に軽度の障がい が残った時に支給される一時金	VII-10	年金
4	遺族厚生年金等	組合員又は組合員であった者が死亡した場合の遺族に対する年金 給付	VII-11	年金

			(ページ)	(担当)
5	年金支給関係等	(ワンストップサービス)	VII-13	年金
		(貸付金の償還手続)	VII-13	年金
		(年金の併給調整) 公的年金の受給権が複数ある場合の併給調整	VII-13	年金
		(在職中の支給について) 組合員である間に年金の受給権が発生した場合について説明	VII-14	年金
		(年金受給者が再就職をした場合) 賃金と年金の関係について説明	VII-14	年金
		(失業給付と老齢厚生年金の調整) 失業給付と老齢厚生年金の関係について説明	VII-15	年金
		(年金の給付制限)	VII-16	年金
6	その他	(3歳未満養育特例) 3歳未満の子を養育する組合員に対する標準報酬月額の特例 特例を開始(終了)する手続きについて説明	VII-16	年金
		(年金情報の提供) 組合員の年金情報(加入記録、年金見込額等)のお知らせについて	VII-17	年金
		(離婚後の年金分割制度について) 離婚時の年金分割制度について説明	VII-17	年金
		(短期在留外国人への脱退一時金) 日本国籍を有しない組合員が退職し、受給要件を満たしたときに給付	VII-18	年金
		(社会保障協定について) 諸外国への派遣時の年金の問題を解決するため、諸外国と締結・ 発行されている社会保障協定について説明	VII-18	年金
7	年金等相談コーナー		VII-20	年金
D 宿泊・保養施設の紹介		支部の宿泊・保養施設を紹介	VIII-1	
E 各種保険制度の紹介			IX-1	
1	福祉保険制度	短期事業を補う医療費支援制度・傷病休職給付金、長期事業を 補うファミリー年金制度	IX-1	福祉
2	アイリスプラン	国・公・私立学校教職員の生涯生活設計支援のための保険 年金コース、医療・日常事故コース、介護保障コース	IX-1	福祉